

第7回共同発行市場公募地方債IR
共同発行債の商品性と今後の方向性

平成21年3月5日

共同発行債幹事団体

大阪市財政局財務部資金担当課長

大東 辰起

目次

1. 平成21年度共同発行市場公募債参加団体と発行計画
2. 共同発行市場公募債の商品性
 - ① 高い流動性
 - ② 連帯債務方式
 - ③ 流動性補完措置(ファンド)
3. 平成20年度の動向
4. 今後の方向性

1. 平成21年度共同発行市場公募債参加団体と発行計画

福島県と岡山県、徳島県が参加

- 平成21年度共同発行市場公募債には33団体が参加。
 - 道府県 21団体
 - 政令市 12団体

北海道、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、徳島県、熊本県、大分県、鹿児島県、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

- 総額 1兆3,900億円
- 毎月 1,150億円 or 1,200億円

1. 平成21年度共同発行市場公募債参加団体と発行計画

発行計画

(単位: 億円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
発行予定額	1,150	1,200	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,200	1,150	1,150	1,150	1,150	13,900
北海道	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	600
宮城県			60	60	60		60	60	60		60	60	480
福島県	60	50				30	30	30					200
茨城県					60	60		70	60		60	60	370
埼玉県	50	50	50	50		50	50	50	50	50		50	500
千葉県	50	80	40	40	40	40	50	30	40	40	40	50	540
神奈川県	100	100	100	100			100		100				600
新潟県		50	60	60	60	60	60	60	60	60	10	60	600
長野県	60	60	60	60	60	60	60	60	40	40	40		600
岐阜県		30		30		40		30		30		40	200
静岡県	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	600
愛知県	20	100	80	70	20	30	80	0	20	90	0	90	600
京都府	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	600
大阪府	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	600
兵庫県	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	600
岡山県						50				50			100
広島県	100		100		100		100		100		100		600
徳島県								50				50	100
熊本県	50		50		50			50	50		50		300
大分県				50	50					50	50		200
鹿児島県					80	80		80	90	90	90	90	600
札幌市	100							100			100		300
仙台市	50	50	30	30	30	30	50	50	50	30	30	30	460
千葉市	50	80	50	50	50	50	50		20				400
川崎市	50	50			50				50		50	50	300
新潟市					40	30					30		100
静岡市				30		30		30		30		30	150
京都市	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	600
大阪市	20	100	80	60	20	40	80	0	20	90	0	90	600
神戸市	30	30	40	30	30	40	30	30	40	30	30	40	400
広島市		70		70		70		70		60		60	400
北九州市			50		50		50	50		50	50		300
福岡市	60			60		60				60	60		300

2. 共同発行債の商品性

共同発行債の商品性

(図表) 共同発行債の主な商品性

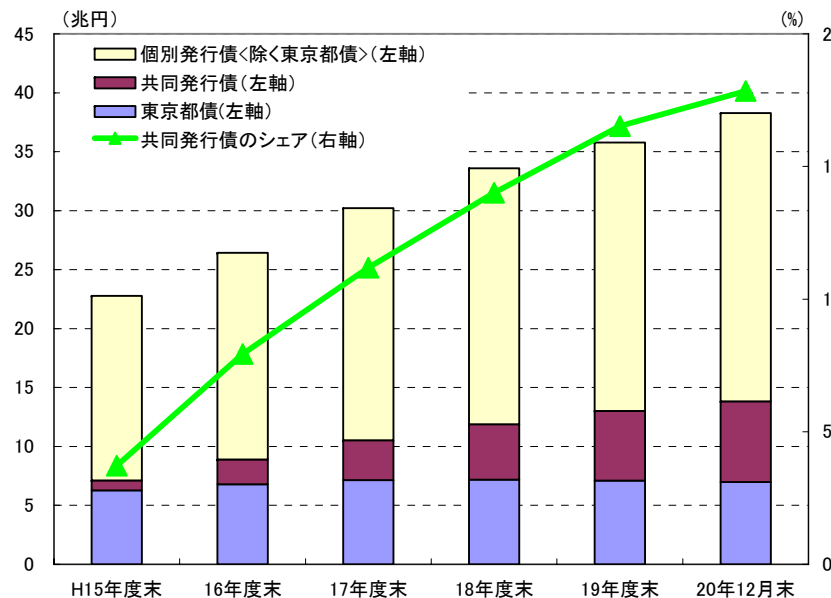
高い流動性	毎月1,200億円程度の発行と、ロットが大きく、流動性が高い債券です。
連帯債務方式	共同発行市場公募地方債は、地方財政法第5条の7に基づき33団体が毎月連名で連帯債務を負う方式により発行されます。
流動性補完措置 (ファンド)	<p>発行団体に万一の災害等に伴う不測の事態があっても、遅滞なく元利金償還を行う為、連帯債務とは別に各団体の減債基金の一部を募集受託銀行に預け入れる形で流動性補完を目的とするファンドを設置しています。</p> <p>具体的には、33団体合計で、その年度において最も元利金支払の額が多い月の元利金支払額の1/10程度の額を積み立てることであります。</p>

2. 共同発行債の商品性

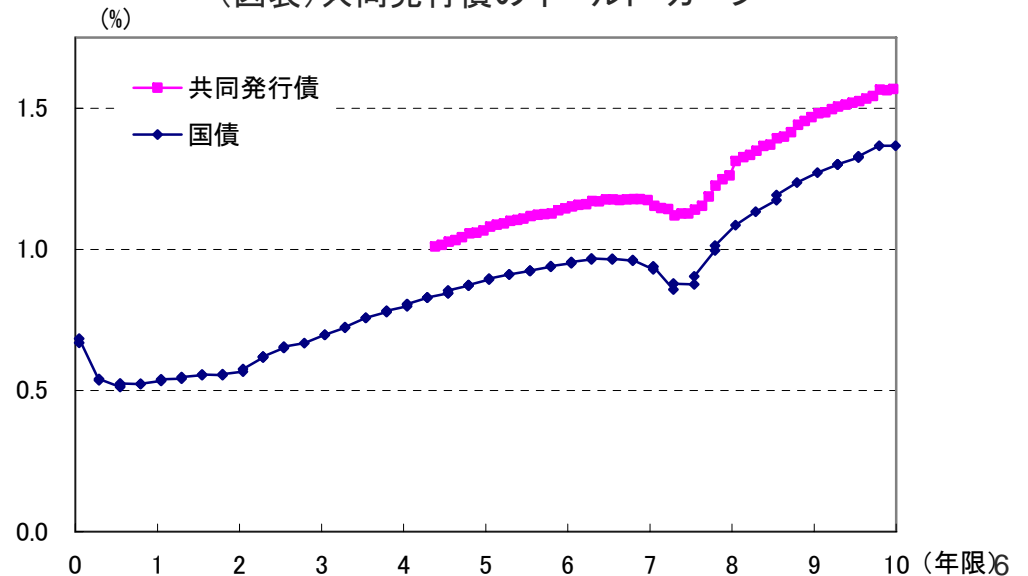
高い流動性

- 1,200億円程度の大きな発行額(ロット)と毎月発行から、流動性の高い商品、との見方が一般的。
 - 大手機関投資家のロットでの購入が可能な流動性を確保。
- 平成21年度末に発行残高は、約8.5兆円。
 - 地方債市場で最も流動性のある商品になると考えられる。
- 3~10年程度の期間で、イールド・カーブを引けるようになる。

(図表) 共同発行債の発行残高と市場公募債に占めるシェア



(図表) 共同発行債のイールド・カーブ



(注) H21年2月27日の売買参考統計値(複利)

連帯債務方式による高い償還確実性

- 共同発行参加団体による連帯債務方式から、償還確実性に関して極めて強固な仕組みを実現。
 - 財政力指数の高い団体に加えて、交付税不交付団体も参加（参加団体間の相関性の低下）。



共同発行参加団体間の互助努力により、より強固なブランドとしての地位を目指す。

平成20年度財政力指数の状況

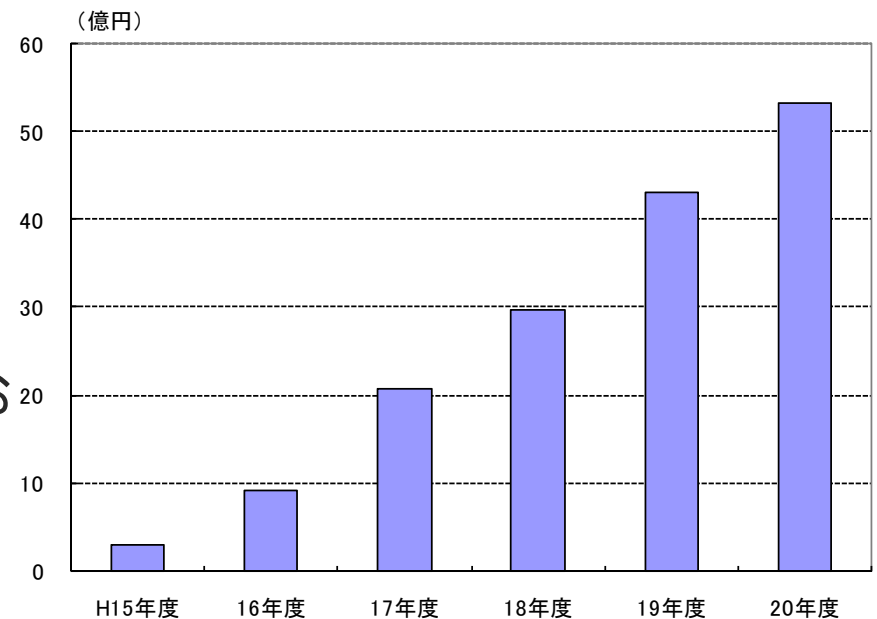
0.8～0.9	千葉県、大阪府、仙台市、広島市、福岡市
0.9～1.0	神奈川県、静岡市、大阪市
1.0～	愛知県、千葉市、川崎市

2. 共同発行債の商品性

流動性補完措置によりタイムリー・ペイメントを確保

- 流動性補完措置(ファンド)により不測の事態にも期日どおり元利償還を行うことができる(タイムリー・ペイメントの確保)。
- 発行団体に万一の災害等に伴う不測の事態があっても、遅滞なく元利金償還が行えるよう、連帯債務とは別に各団体の減債基金の一部を募集受託銀行に預ける形で流動性補完を目的とするファンドを設置。
- 具体的には、33団体合計で、その年度において最も元利金支払の額が多い月の元利金支払額の1/10程度の額を維持。

(図表)流動性補完ファンド残高の推移

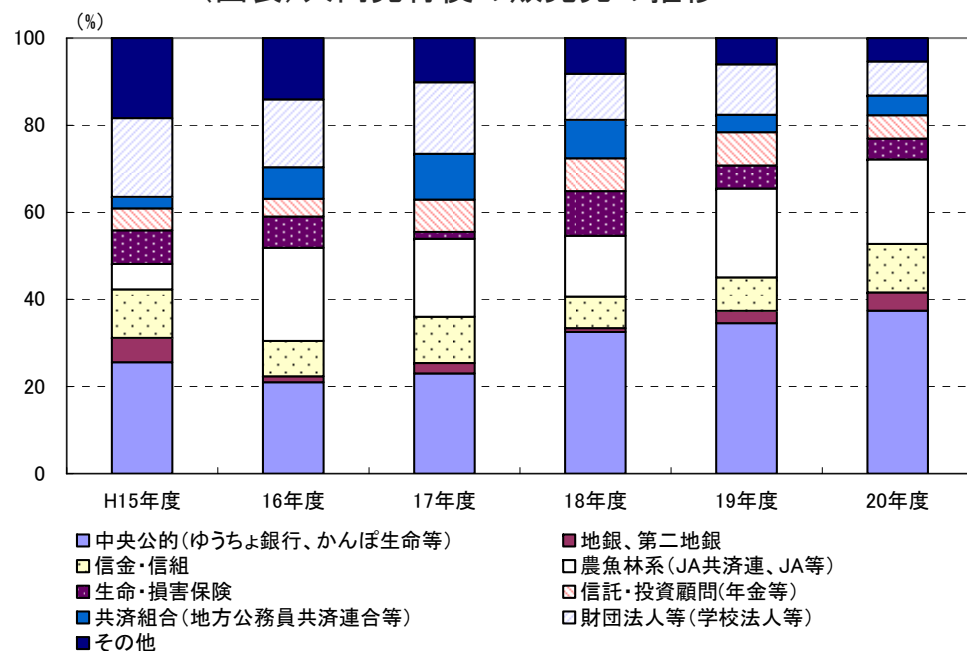


3. 平成20年度の動向

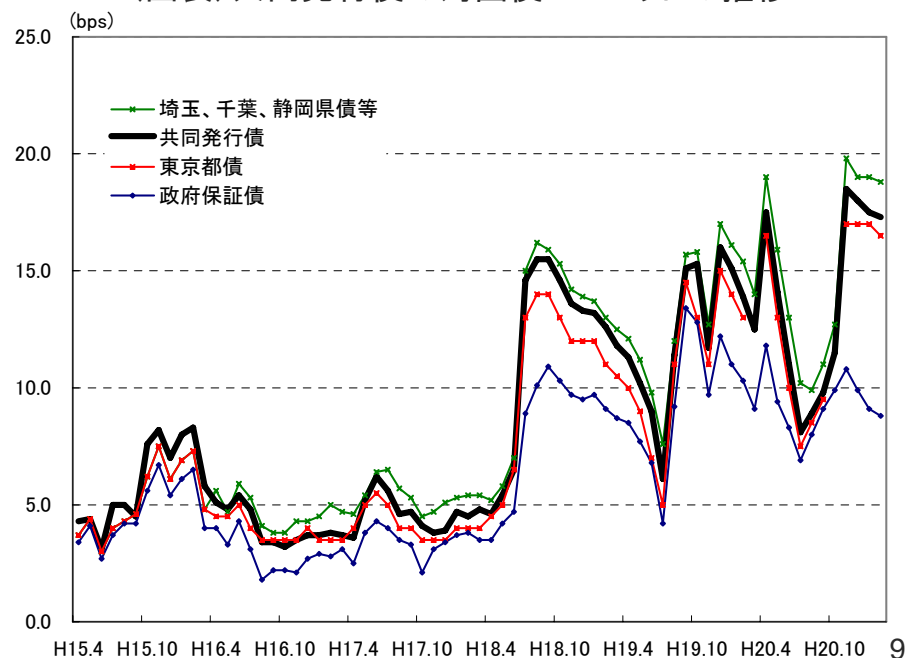
安定的な消化

- 投資家の皆様、シ団引受金融機関のご協力により、平成20年度も安定的な消化を実現。
 - 中央公的など大手機関投資家による消化が中心。
 - 地方銀行、信金・信組など地方投資家による購入が幾分増加。
- 投資家の旺盛な需要から対国債スプレッドは上半期に縮小したものの、金融市場の混乱から下半期に拡大した。

(図表) 共同発行債の販売先の推移



(図表) 共同発行債の対国債スプレッドの推移

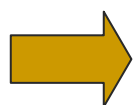


(注) 平成20年度は、平成20年4～平成21年1月。

今後の方向性

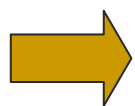
■ ブランド力の向上を目指した今後の取組

- ① 引き続き安定的な消化
- ② 投資家の拡大
- ③ 安定的運営



政保債に準ずるブランド力の実現を目指す
ベンチマーク債としての確固たる地位の確立

■ 更なる商品性の向上



価格の透明性を更に高めるよう検討を進める。
市場関係者の声を聴き、柔軟に商品性の向上を図っていく。

【共同発行債に関する情報提供(ホームページ)】

- ・共同発行団体連絡協議会HP <http://www.kyodohakko.jp>
- ・財団法人地方債協会HP <http://www.chihousai.or.jp> など